

報酬額表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

事 件 名	報 酬 額	備 考
【行政公益通報代理サービス】		
1 通報書（申出書）作成報酬	40,000円	行政書士は法令違反行為について和解や仲裁はできません。ご了承ください。
2 事務処理報酬（行政公益通報）	20,000円	所轄行政機関への提出が完了した時点で義務履行の完成とさせていただきます。
【法人設立認証支援サービス】		
1 定款作成報酬	30,000円	簡易なもの：3万円、一般的なもの：5万円 複雑なもの：10万円とさせていただきます
2 議事録作成報酬	10,000円	株式会社の場合、定款作成前に発起人会、 定款作成後に設立総会の開催が必要です。
3 契約書作成報酬	30,000円	新設した法人と土地建物の賃貸借契約を 締結する場合などに必要となります。
4 その他書類作成報酬	各10,000円	債権者への債務引受の通知等が必要となる 場合があります。
5 事務処理報酬（認証申請）	20,000円	所轄庁または公証役場での認証申請手続 が完了した時点で義務履行完成とします。
【省エネ開業・副業支援サービス】		
1 仕訳帳・総勘定元帳・月次残高試算表作成報酬	月額6,000円	その月の営業収入の額の1%と比較して いずれか大きい金額を報酬の額とします。
2 固定資産台帳作成報酬	10,000円	減価償却方法を定額法以外で選択しよう とする場合はご提示ください。
3 その他決算書類作成報酬	各40,000円	税理士法の規定により法人税及び消費税 の額は算出できません。ご了承ください。
4 古物商許可申請書作成報酬	20,000円	中古品の販売を業として行う場合に必要 な営業許可です。
5 飲食店営業許可申請書作成報酬	30,000円	飲食店を開業するのに必要な営業許可で す。酒類を販売する場合はご相談ください
6 その他書類作成報酬	各10,000円	古物商許可、飲食店営業許可以外に必要な 許認可があればご相談ください。
7 事務処理報酬（許認可申請）	20,000円	所轄官公署での許可申請手続が完了し た時点で義務履行の完成といたします。
【その他サービス】		
1 中国語で書かれた文書の日本語への翻訳報酬	5,000円	A4用紙1枚片面程度を標準量として、分量 により報酬額が増減します。
2 事業所税又は不動産取得税の申告書作成報酬	各5,000円	法律で特例的に行政書士が代理作成する ことを認められている税務申告書です。

そ の 他 の 事 項

- この表に記載した報酬額は標準の金額です。書類作成の難易度や分量により変動があることを予めご了承ください。
- 民法第649条に規定する「費用の前払請求」として、委任契約成立後に着手金をお支払い願います。
- 着手金は原則、事務処理報酬の2分の1に相当する額とし、業務の遂行に必要な費用に充当いたします。業務完了時点で着手金に余剰額があれば、報酬の額から差引いて請求いたします。反対に不足額がある場合は、報酬の額に当該不足額を加算して請求させていただきます。
- 受任者は、着手金を受領したときは、すみやかに契約履行のため事務処理に着手するものとします。
- 受任者の都合による一方的な契約の解除の場合を除き、着手金の返還には応じられません。
- 万が一、業務完了までに委任契約が解除された場合であっても、それが受任者の責めに帰すべき事由によらないときは、解除時点における進捗度に応じた事務処理報酬を請求させていただきます。
- 行政庁へ出向いての手続や会議への同席など受任者の行動を拘束する場合、半日（4時間）ごとに5,000円の日当が発生いたします。ただし大阪府内は半日あたり3,000円、近畿圏外の場合は半日あたり10,000円とさせていただきます。
- 日当が発生した場合、原則として着手金から充当いたします。
- 交通費や宿泊費は日当に含ましますので、別途実費での請求は行いません。
- 行政書士へのご相談は1回あたり30分程度を目安とし、30分を超過した場合はさらに30分ごとに2,000円の相談報酬を頂戴いたします。ただし相談業務が委任契約に含まれている場合はその限りではありません。
- この表に記載の報酬額はすべて消費税抜きで表示しています。ただし着手金および日当の額には消費税を含めません。

令和 7年 7月 1日



大阪府行政書士会会員

行政書士 高木 洋

